



うちなー健康経営宣言

第 791 号

令和 4 年 9 月 8 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

弊社は、「地域に根付いた建設業」を同様に掲げ業務にあたっており、地域社会のインフラ整備を担う立場としてあらゆる方向に耳を傾け続けていきたいと考えております。

そのため、発注者をはじめ仕事に係る方々との関係はもちろんですが、第一に弊社の最大の財産(人材)である社員一人一人の「健康と安全」なくして、仕事に取り組む気持ちや新しいことへの挑戦する意識及び会社の持続的な成長はありません。

それにより、弊社は「うちなー健康宣言」に積極的に取り組むことで社員一人一人の個性を生かしつつ、最大限に能力を発揮することが出来る快適な職場づくりに取り組んでまいります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 感染症予防に取り組む。
6. メンタルヘルス対策に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。